

平成30年

南三陸町議会議録

第4回定例会 6月12日 開会
6月18日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 6 月 15 日 (金曜日)

第 4 回南三陸町議会定例会会議録

(第 4 日目)

平成30年第4回南三陸町議会定例会会議録第4号

平成30年6月15日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤仁君
副	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長兼危機管理課長	高 橋	一 清 君
企 画 課 長	及 川	明 君
震 災 復 興 企 画 調 整 監	橋 本	貴 宏 君
管 財 課 長	佐 藤	正 文 君
町 民 税 务 課 長	阿 部	明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原	義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤	孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉	啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤	宏 明 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	田 中	剛 君
復 興 事 業 推 進 課 長	男 澤	知 樹 君
総 合 支 所 長	佐 久 間	三 津 也 君
上 下 水 道 事 業 所 長	阿 部	修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤	和 則 君
総務課長補佐兼法令係長	岩 淵	武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	阿 部	俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	三 浦	浩 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋	一 清 君
-------	-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉	啓 君
---------	-----	-----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第4号

平成30年6月15日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて
- 第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて
- 第 4 報告第 1 号 平成29年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 2 号 平成29年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 3 号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 4 号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 5 号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 6 号 平成29年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 10 議案第 68 号 南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基金条例制定について
- 第 11 議案第 69 号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 70 号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 71 号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 72 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 73 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例制定について

- 第16 議案第74号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
 - 第17 議案第75号 南三陸町地域復興基金条例の一部を改正する条例制定について
 - 第18 議案第76号 工事請負契約の締結について
 - 第19 議案第77号 業務委託変更契約の締結について
 - 第20 議案第78号 業務委託変更契約の締結について
 - 第21 議案第79号 財産の取得について
 - 第22 議案第80号 町有林樹木売払いについて
 - 第23 議案第81号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
 - 第24 議案第83号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）
 - 第25 議案第84号 平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午前9時5分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

きょうで4日目になりますが、本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において13番山内孝樹君、14番後藤清喜君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（三浦清人君） 日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

本案は平成30年3月31日付で専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、承認第1号の南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について細部説明を

させていただきます。

改正文は議案書の3ページから19ページまで、新旧対照表は議案関係参考資料2冊のうち1の5ページから51ページまでとなります。改正内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきたいと思いますので、議案関係参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の条例改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が公布され、平成30年4月1日に施行されることに伴いまして、個人町民税、固定資産税及びたばこ税等の改正、及び課税特例の延長を行うために細目を定める必要があることから、南三陸町町税条例等の一部を改正したものでございます。

今回の改正は、国から示されました条例の例をもとに、現行条例と一部改正条例を改正する6条立てのもので、附則には経過措置を設けているものでございます。条文等の詳細につきましては、議案関係参考資料の新旧対照表でご確認いただくこととし、2の条例改正の概要について簡単にご説明させていただきたいと思います。

なお全体的な内容といたしましては、3月の臨時会終了後の全員協議会においてご説明させていただいたものと変わらないものでございます。

では、（1）の個人町民税でございます。①の給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえですが、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げまして、基礎控除額を同額33万円から43万円に引き上げるものでございます。その理由ですが、近年多様な働き方がふえつつあり、さまざまな形で働く人を応援し「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にだけ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していくための改正になります。

②の給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴う調整につきましては、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を10万円引き上げて48万円以下とするものでございます。施行日は、いずれも平成33年1月1日となります。

また、非課税限度額等につきましては、今回の改正によって税負担に影響がなくても、総所得金額等や合計所得金額が増加することで所得情報を活用する社会保障制度等、例えば生活保護等の給付や負担水準に影響や不利益が出ないように関係省庁で検討し、平成31年度以降の税制改正で対応する予定となっているところでございますけれども、市町村におきましても独自に実施する事業等で影響が出ないよう、今後検討が必要になってくるものでございます。

(2) の固定資産税です。①の土地負担調整措置につきましては、軽減負担の観点から現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

②の地域決定地方税特例措置については、「わが町特例」に関するものです。「わが町特例」とは、従来法律で一律に定めていた課税標準または税額の特例割合について条例で決定できる制度ですが、主な改正内容は平成29年度で満了となる再生可能エネルギー発電設備に関する特例を、2年間延長するものでございます。現在、本町で対象となる施設は太陽光発電設備だけですが、平成30年度分につきましては11件で、課税総額は345万円ほど、減免は230万円となりまして、軽減額は115万円程度の見込みでございます。

③の新築住宅に係る税額の減免措置につきましては、現行の仕組みを2年延長するというものでございます。施行日は、いずれも平成30年4月1日となります。

(3) のたばこ税でございます。①のたばこ税の税率見直しについては、本年10月1日から平成34年10月1日までの間に3段階で1本当たり1円ずつ、国と地方合わせて3円引き上げるものでございます。平成31年4月に予定していた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げは、消費税の関係で平成31年10月に延期となります。

②の加熱式たばこの課税方式の見直しにつきましては、加熱式たばこの区分を新設いたしまして、重量と価格から紙巻きたばこの本数に換算する方法を設けるものでございます。これらは本年10月1日からの実施ですが、加熱式たばこについては5年間で段階的に新課税方式に移行することと、旧3級品たばこの増税を消費税で延期するために、6条立ての改正になっております。

冒頭に申し上げましたとおり、改正条文につきましては議案書の3ページから19ページに記載されたとおりでございます。また、議案関係参考資料5ページから51ページまでが新旧対照表でございまして、ただいま申し上げました改正内容を比較したものとなっております。また、これまでご説明申し上げた内容のほかに、地方税法等で改正された延滞金の計算期間の見直しの規定や字句の訂正、条ずれによる条文の改正等も含まれております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。おはようございます。よろしくお願ひします。

税制度というのは、ちょっと私は不得手な部分なので、何件か課長のほうにお聞きしたいと思います。

今回の（2）の部分ですね、固定資産税。とりあえず土地を取得した人たちにその仕組みを今後延長するというふうな形と、あと住宅再建の方にまたこれも2年間延長すると。これに關しては、今現在住宅再建ある方、そして土地を取得している対象者がいるためのその軽減措置とか、こういった固定資産税の制度の改正なんでしょうか。この辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、土地の負担調整措置なんですけれども、これは評価額の7割まで課税しているんですけども、土地の値段がだんだん追いついてきているということなんですけれども、それを抑える制度を引き続き延長するというふうな内容でございます。それから、新築住宅に係る分につきましては、これまでのとおりということで被災者の部分も含めまして、個人への負担を軽減するというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も、市街地に土地の換地を受けました。そして、それが去年の3月ですかね。去年の3月に取得して、5月に土地を登記して、今年度から低地部の固定資産税が発生しています。そんなに大きい金額じゃないんですけども、その土地をうまく利用できない人たちにとってはその固定資産税も大きな負担となって、土地を換地された町民にとっては厳しいものがあると思います。

そういう面で、この土地の換地に当たっての固定資産税、それに関しては町をかさ上げした場所の土地の換地について、その土地の有効利用を町のほうでも、企業誘致はなかなか難しいと言っていますが、それをしないかないと土地を換地されてもその固定資産税に苦しむというふうな状況があります。今後の低地部に当たっての企業誘致とか、いろいろな事業所が来る、それを受け入れる町の体制というか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと建築費に関して、私も平成26年に建てました。そして、3段階に分けて固定資産税が減免されて、今は通常の固定資産税に戻っているとは思いますが、なかなかこの分も仕事がない、収入も少ない、そういう中での固定資産税。人々によっては、結構厳しいというような声も上がっています。こういった形の中で、それもやっぱり働く場の確保とか、そういう部分に影響しているのかなと思います。

あと一つ例として、アップルタウンが今できていますが、あの土地は町民の方々に換地された土地を集約して、そこを町のほうでアップルタウンに貸しているのかなと思います。でもその土地を換地された方は、アップルタウンに貸しても固定資産税ぐらいだというふうな話も聞きます。その辺の状況、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） かさ上げ地の固定資産税につきましては、個別の減免制度というのがないんですけれども、新しく事業を興す方につきましては償却資産のほうでの特例等がございますので、そちらのほうをご利用いただく。これから条例のほうにも出てくるんですけれども、そういう制度もございますので、そちらを活用してもらったほうがいいのかなというふうに感じているところです。

それから、アップルタウンのほうはちょっと私把握しておりませんので。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、志津川市街地のことですが、今後の企業誘致の考え方ということでございます。

基本的には、区画整理事業で整備された土地でございますので、地権者さんがいらっしゃるということになりますので、一義的には土地をお持ちの皆さんがあなたがどういうふうにご活用になるのかというのが優先されるんだろうなというふうに思ってございます。その中で、町として新たに大きな用地を設けて誘致に臨んでいくという用地につきましては、現在のところさんさん商店街の向いのセブンイレブンさんの少し斜め後ろ側という部分になりますが、そこにアップルタウンと同じように一定の方々に土地の区画に手を挙げていただいた皆さんに約1ヘクタールぐらいの土地を設けてございまして、同じように共同利用という形で今誘致をする場所ということで、対外的には情報提供をさせていただいているというような状況でございます。

ただ一方では、議員もご存じかと思いますが、町内で慢性的に労働力不足になっているということでございます。ですので、その辺の観点も考えながら、今後の誘致については取り組んでまいりたいということでございます。

なおアップルタウンにつきましては、当該事業者さんとの間で賃貸の契約をさせていただいてということでございますので、お話し合いの中でまとまった金額ということでご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、区画整理を担当している復興推進課でございます。

ご質問の中で、仮換地で宅地の引き渡しを受けたと。ただ、自分で使う利用目的がまだ定まっていないとか、借り手を探しているんだけれどもなかなか見つからないと、税金の負担が後で来るんだよねというふうに不安に思われている方々が多いというのは、とくと承知をし

ております。昨年の8月から、お貸しをしたいとかあとは売りたいという意向の方について、町のほうに登録をしてくださいと。町のほうで、借りたいとか買いたいという方に対しまして、いわゆるマッチングですね、そういうような取り組みを去年の8月から行っております。今ちょっと詳細の資料を、済みません、持ってきていないんですけども、数件の成約があったというふうに記憶をしております。

ただ、なかなかそれでもまだまだというところもございますので、町としても少しこれを成約件数がふえるような何か策はないかということで現在検討を進めていますので、今年度もう少しその辺につきましてはてこ入れをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長の今の固定資産税のアップルタウンの件なんかを聞いても、町としては努力しているんだけれども、なかなか働き手とかそういった部分がないというような形が、今後の障害になっていると思います。その辺は、町で取り組んでいてもなかなか難しいことだと思います。やっぱり将来に向けて、何か施策を掲げてしっかり着実に進んでいかないと、労働者の増加というのには私はつながらないと思うので、その辺は今からでも働き手がこの町に来てくれるような環境づくりを町にはお願いしたいと思います。

あと、復興推進課長の話を聞きましたけれども、とりあえずは登録化してその土地の有効利用というような形で考えていると、8月からということで。そして、志津川市街地においては「貸し地」というふうな看板が立っていますが、それは個人への土地の仮換地で引き渡し終わった時点で、何とか貸したい、誰かに有効に使ってもらいたい、それを生活の糧にしたいと、そういう人たちもいると思うんですが、なかなかこれも厳しいと。そういった中で仮換地が終わって、貸し地になった場所というのは固定資産税、それはかかるのかからないのか、それだけ最後に確認したいと思います。

あと、今私のところに相談に来ている方はなかなか自分の土地ですね、換地を受けた土地とか、土地を整備した場所に何かをしたい、アパートを建てたい、誰か使ってくれる人はないかということで思案していました。そして、今も仮設に住んでいます。そして、その思案がなかなか自分の思うようにはいかず、登米のアパートを借りてそっちに行くんだというふうな話もあります。やっぱりこれも、人口減少の一部だと思います。こういった人たちを救済、個々に救済するのは大変だと思いますけれども、とりあえず1人でも南三陸町から住民を町外に出さない対策としては、今あるもろもろの問題に真剣に取り組んで相談に乗らなければ、

ますますこれからも人口は減るし、町から出でていく人も8年目を迎えるのにまだあるというのは、本当に私は寂しい限りです。なかなか有効利用も難しいのですが、その辺町としても取り組んでいただきたいと思います。

とりあえず仮換地、引き渡しになった場所の固定資産税、それが発生しているのか。あと、住宅再建の税の軽減策というのは、これは当然のことだと思います。なかなか家を建ててローンを組んで、それで固定資産税を払っていくばかりでも数万円というお金でしょうが、それもなかなか大変というのが住民の声です。その辺最後に、固定資産税の件だけお願いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基本的には、仮換地の段階では課税されなくて、本換地になつた段階で課税されるんですけども、ただ利用開始されたところについては課税されるというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番及川です。何点かお伺いいたします。

まずもって、この条例改正の個人町民税の中の②番です。「同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額云々」ってありますけれども、この「同一生計配偶者」、これ現在支援で来ている人たちも世帯別で来ております。そういう人たちの場合にはこれに該当するのか。同一生計配偶者が単身でこっちに来ていた場合、これに該当するのかどうなのかということが1つと。

それから、所得控除10万円引いて基礎控除から10万円ということは、やったり取ったりで変化がないということと解しますけれども。

それからもう1点、固定資産税の②のほうですね。地域決定型地方税特例措置費ということ、通称「わが町特例」ってありますけれども、この辺もう少し詳しく説明願います。

それから、次の③のほうですけれども、新築住宅に係る全額減額措置ってあります。前者も申し上げましたけれども、この減額震災後は減額されていますけれども、その減額の幅は何%。ここ、私もちよつと認識不足だったので、何%の減額になっているかお伺いいたします。

それから、延滞金なども変わらるようなんですかけれども、延滞金の率が変わらるのか期間が変わらるのか、その辺ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、1番目の「同一生計配偶者」というふうなお話なんですが、けれども、ちょっと支援で来ている人というところがよくわからなかつたんですけれども、同一生計というふうな取り扱いは、家庭が1つというふうなことで捉えていただければいいのかなというふうに考えておるところです。

それから、「わが町特例」のほうなんですけれども、「わが町特例」で対象となる施設なんですけれども、先ほどお話ししましたとおり我が町で関係するのは太陽光発電くらいかなというところなんですけれども、そのほかにも項目的には二十五、六項目ほどありますし、例えば汚水・廃液処理施設、それから大気汚染防止指定排出物の抑制施設等、それから下水道の除塩施設とか雨水貯留浸透施設とかというふうなことがあるんですけれども、なじみ深いものとしては太陽光発電施設とか風力発電施設、水力発電施設、あと今回新しく出てきたもので地熱発電とかバイオマス発電とか、そういうものが新しく追加になったというふうなところがございます。

先ほどからお話ししているとおり、太陽光発電でそれもキロ数が大きいやつしか対象にならないものですから、10キロワット以上のやつでないと対象にならないんで、一般家庭のやつはなかなか10キロワットというのではないので、余り対象になるものはないと思います。

それから、延滞金のほうの計算なんですけれども、うるう年は366日なんですけれども、それを365日で計算するというふうな内容でございます。

新築軽減に関しては変わりないんですけども、被災された方については特例が上乗せされているというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） まず、同一世帯の考え方です。同一生計、もちろんわかります、同じ世帯にいる方が同一世帯。私言っているのは、支援で来ている人たちとは同一世帯でないですね、単身で来ているんですよね。家庭を離れて来ている。そういう人たちの取り扱いがどうなんですかということを伺っているんです。

それから、太陽光の「わが町特例」はわかりました。

それから固定資産税、新築家屋の軽減ですね。それは、震災前と違って何%今減額措置になっていますかということです。

それから、延滞金なんですけれども、延滞金今までと変わりないですよね、うるう年どうこうというのは。今までうるう年がありました。私延滞金を聞くのは、延滞金の額が変わるのでそれとも期間、例えば月の20日過ぎた場合延滞金が課せられますよという、そういうこ

とが変わらぬのかどうなのかということを聞いているんです。もう一回答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） うるう年につきましては、先ほどお話ししたとおり変わりません。日にちの計算が今回変わるというふうなことで、率については変わりございません。

それから、同一生計のお話なんですけれども、1人で来られても、その生活の実態を個々に把握しているわけではございませんけれども、財布が一つであれば同一生計と見なしているところでございます。例えばこちらから学生さんが、勉強で仙台なり東京に行っているというふうなことをご想像いただくとわかると思うんですけども、そういった場合も同一生計というふうな形で考えますので、それと逆パターンで考えていただければいいのかなというふうに思います。

税率につきましては、ちょっと今手元に資料ございませんので、後ほどお願ひしたいと思います。

○7番（及川幸子君） 固定資産税の新築について。

○町民税務課長（阿部明広君） 済みません、税率のほうは今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この税率の改正が、今年度だけでなく2年度続くというわけなんですが、町にとってこのような数字がどのように変化していくのか、お伺いいたします。これによって、どのように2年後が変わっていくのか、その辺をお願いします。

○議長（三浦清人君） 今の質問ですが、税率が変わって町がどのように変わるというような質問内容なんですが、税務課長なかなか難しいでしょう。いいですか。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 住民が納める税金が少なくなるということなんですけれども、どれぐらいの額になるかといいますと、減収額といたしましては平成28年度で3,500万円ほどでございます。平成27年度で2,800万円ほどでございます。

○7番（及川幸子君） 税収が減っていくんですか。税収がどのようになっていくんでしょう。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基本的には3年間適用ということで、3年後にはもとに戻るというふうな、例えば10万円でしたらそれが3年後にはもとの税率で課税されるということなんですけれども、3年間につきましては減免された額で課税されるというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。私は、たばこ税のことについてお伺いしたいと思います。

議案関係参考資料の4ページに3番としてたばこ税があって、平成30年10月1日から3段階で1本当たり1円ずつ3円引き上げるとあります。3段階、ホップ・ステップ・ジャンプというような感じで上がっていくんだと思うんですが、段階の時期というか、まず10月1日に1段目があって、その後2段目、3段目、このスケジュールがちょっと読めないんで、担当課としても税収の試算なんかもできないんじゃないかなと思うんですけども、このスケジュール、2段目、3段目、時期とかわかっているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ただいまスケジュールというご質問でございましたので、まず第1段階はことしの10月1日でございます。第2段階は、1年置いて平成32年の10月、それから第3段階は平成33年の10月ということで、そこでとりあえずは3段階の終了というようなことでございます。

あと加熱式たばこのほうは、本来の税率にもっていくために2割ずつ変更をしていくということで、五二、十というふうな、2割ごとに上がっていくということで、毎年加熱式のほうは上がっていくというようなイメージで捉えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ、平成31年は値上げはないと。平成30年、平成32年、平成33年と、平成31年は飛ばすということでよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 税率については今のとおりなんですけれども、あとはたばこ事業者のほうでどういった形で引き上げするか、我慢するか一気に上げるかちょっとわからないんですけども、例えばメビウスですと今440円で売っているんですけども、この税率で5年後のことを考えますと、今1箱当たり244円くらい課税されているんですけども、これが5年後には304円くらいになりますので、最低でも600円くらいにはなるのかなというふうに思いますが、あとは事業者のほうでどういうふうな設定するかはわからないところでございます。

なお、現在外国のほうでは1箱1,000円とか2,000円とかというふうなことになっていますので、それ以降については多分そういう形に近づいていくのかなと予測しているところです。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 今野です。おはようございます。私もたばこ税について、先ほどの説明である程度わかったんですけども、伺いたいと思います。

さっきの説明ですが、段階的にというか、もう5年かけて上がっていくというんですけれども、町にとってたばこ税の税収はどのように変わっていくのか。例えば、5年でもとどおりになる、1,000本当たり5,692円ということなんですねけれども、それに換算する場合にどういった移行を課長は見ているのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 税率だけではなかなかわからないところがございまして、喫煙率といいますか吸う方が年々減ってきておりますので、ちょっと見通しがつかないところでございます。ただ4月以降なんですけれども、町内でたばこを購入される方は多分少なくなったと思うんですけども、百二、三十万くらいずつ減っているような状況ですので、工事が終了したので引き上げて少なくなっているのかなというふうなところで受けとめているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 購買量が減るというのはわかるんですけども、私お聞きしたのは同じ状況で吸ってもらった場合に5年後にはどう変わるのが、そこをお聞きしたかったんですけども、言っている意味は。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） なかなか把握できないところでございますが、その税率の設定というのは多分現状を維持するような形での設定がなされているのかなと、個人的には考えておるところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。

ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（三浦清人君） 日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めるについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、承認第2号の南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、細部説明させていただきたいと思います。

改正文は、議案書の22、23ページとなります。新旧対照表は、議案関係参考資料2冊のうち1の53ページから57ページまでとなります。改正内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきたいと存じますので、議案関係参考資料の52ページをお開きいただきたいと思います。

まず1の条例改正の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日付で公布され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の見直しと軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから、今回の改正となったものでございます。

2の主な改正内容につきましては、3月の臨時会終了後の全員協議会においてご説明させていただいた内容と変わらないものでございます。まず（1）の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、平成30年度から現行の54万円を58万円に引き上げたものでございます。

中段の参考資料をごらんください。国民健康保険税は、基礎課税と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに区分されまして、それぞれ課税限度額が設けられております。基礎課税

分の限度額が最も大きくて、改正前は54万円に設定されています。また、後期高齢者医療支援分は19万円、介護納付金分は16万円、合計89万円が改正前の課税限度額となります。改正後は、基礎課税分を4万円引き上げて58万円とし、課税限度額の合計額は4万円増の93万円となります。

次に、条例の（2）は国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円に、2割軽減では50万円に引き上げたものでございます。下段の参考資料のとおり、5割軽減の基準額の計算において被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減基準額においても控除における被保険者数に乗ずる金額を現行の49万円から50万円に引き上げることにしたものです。

この2点の改正による当町での影響でございますが、平成28年度所得ベースになりますが、限度額の超過世帯は医療分で123世帯で492万円の増税となります。一方、軽減世帯は5割と2割軽減合わせまして26世帯で、税収で約31万円の減収となる試算でございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

国民健康保険税の軽減措置、7割軽減、5割軽減、2割軽減でございます。7割軽減がただいま123件、423万円、5割軽減が26世帯、300万円ほどというご説明でしたけれども、2割軽減の方が何件あるのか、それと基礎控除が若干上がって軽減されるのでありがたい話なんですがけれども、これによって当町の健康保険税が軽減になっている方とならない方何割ずつあるのか、その辺もあわせてお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 2割軽減の対象人数なんですけれども、現行で1,200人ほどございます。金額で、470万円ほどでございます。世帯数で言いますと569世帯ということで、ちょっと今計算できないんですけれども、それぐらいの人数になると思うんですね。

○7番（及川幸子君） 軽減受けない方、受けている方、受けない方。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 軽減を受けている方が今のお話でしたね、説明でした。その軽減を受け

ていない方が何%ありますかって、それによって5割軽減の方が30万円減ということなんですけれども、減ったということは5割軽減からおりたということの解釈になると思いますけれども、軽減を受けない人たち、ここで何%いるのかお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 軽減される方がふえたということで解釈していただきたいと思います。それから軽減受けている方の割合なんですけれども、2割軽減で平成29年の数字なんですけれども208世帯で9%ほどです。それから、5割軽減が307世帯で13%ほどです。7割軽減が687世帯で30%ほどです。合計で軽減受けている方が1,200世帯ほどで、52%ほどが軽減を受けているというふうなことになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 軽減受けていない人たち、済みません、今聞き逃したんですけれども、軽減受けている方が全体で何%といいましたか。52%、そうすると48%が残りの数字で解釈してよろしいですか。こうした場合ですね、国保の全体の税収、この42%を含めた100%の税収というものは幾らなのか。そして、給付が幾らなのか。平成28年度ベースでよろしいです。わかっている範囲でお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 国保税、平成28年度で5億200万円ほどでございます。給付のほうですね、給付費で14億3,800万円ほどでございます、平成28年度でございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。なければ、これで討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 報告第1号 平成29年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

○議長（三浦清人君） 日程第4、報告第1号平成29年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算

書の報告についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号平成29年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成29年度予算のうち、3月の定例会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） それでは、報告第1号の細部説明をさせていただきます。

地方自治法施行令において、146条第2項において歳出予算の翌年度へ繰り越した事業について、5月31日までにその実際の繰り越した内容を調製して、次の議会で報告することというふうになっております。本来、一般会計予算については単年度の原則から、通常であれば年度内で全ての処理を終えるということが原則ですが、特例措置として繰越明許費が認められており、3月の補正予算の際にそれぞれ繰り越す総枠について繰越明許費としてご承認をいただいております。その枠の中において、それぞれの事業が実際に3月末で精算した金額を今回確定させたものをご報告させていただくというようなものでございます。

それでは、議案書の25ページをごらんいただきたいと思います。

真ん中あたりに、金額とあるところの合計が3月の補正予算時点でご承認をいただいた明許費の総額、20事業で30億7,850万9,000円というご承認をいただいております。これに対して、3月末で精算を行い、平成29年度の予算の中から平成30年度で実施する事業として繰り越された金額が30億1,824万3,000円となりましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、それぞれの事業の完了見込みということで、読み上げさせていただきたいと思います。

失礼しました。その前に、これらの明許繰越については財源をつけて繰り越すことになっております。中央から右側のところに、左の財源内訳という欄がそれぞれございますが、この

中の左端既収入特定財源と、それから右端の一般財源、この2つが現金ベースで年度をまたいで繰り越されて、さらに事業の実施完了後その実績をもって後から国などから入る財源が、中央に3つあります未収入特定財源、これらが後から平成30年度事業実績に応じて入ってくるという仕組みになってございます。

それでは、それぞれの事業の完了見込みを申し上げさせていただきます。汚染牧草等処理事業、平成30年12月。漁港施設機能保全事業、平成30年6月。海岸保全事業、平成30年12月。水産基盤整備事業、平成30年12月。社会資本整備総合交付金事業、平成31年3月。町道新設改良事業、平成31年3月。歌津中学校大規模改修事業、平成31年1月。歌津魚竜化石産地等保全計画策定業務、平成30年8月。農業施設災害復旧事業、平成31年3月。漁港施設災害復旧事業、平成30年12月。公共土木施設災害復旧事業、平成31年3月。松原公園災害復旧事業、平成31年3月。生涯学習センター災害復旧事業、平成31年3月。消防団拠点施設災害復旧事業、平成30年4月。農山漁村地域復興基盤総合整備事業換地業務、平成31年3月。漁港施設機能強化事業、平成30年10月。漁業集落防災機能強化事業、平成30年12月。志津川市街地県道整備事業、平成30年10月。伊里前地区用地整備事業、平成30年7月。漁港台帳整備事業、平成31年2月。

以上、繰越明許費計算書の説明とさせていただきますが、前段高橋兼次議員さんのご質問で保留しておりました関係は、建設課長からご説明をさせていただきます。

訂正させていただきます。次の報告のほうで事故繰越しのほうの事業でしたので、その件は後ほど説明させていただきます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。
及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点お伺いいたします。

生涯学習センター災害復旧事業、これは繰り越しになっておりますけれども、一般財源が2億3,700万円ほど出ております。この一般財源の内訳をご説明願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） それぞれの一般財源全体で6億4,200万円というとなんですかけれども、この中に大方の財源として震災特別交付税、震災特交の財源が4億2,000万円含まれております。ですので、ごらんのとおり大方は震災特交という財源で補われるということになりますので、その中でも大きいものがこの生涯学習センターということでござ

いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この一般財源のうち4億2,000万円ほどの中でも、この生涯学習センターに一般財源が2億4,000万円ほどつぎ込まれますけれども、この学習センターの規模は縮小したようですが、過大なものといいますかね。私的には身の丈に合わないような学習センターと私思っていますけれども、常々私は「身の丈で」「身の丈で」って言っているんですけれども、立派なものを建てるとき、なるほど見栄えがいいのでどこから見ても「ああ、立派な建物建てたな」と思うんですけども、使われないと意味がないんですね、何億円かけても。一般財源2億4,000万円に対しても。

だから、立派でなくても利用されるようなことを考えていくべきではなかろうかと思われます。余り立派なものだと躊躇するんですけど、使うのにね。自分がそうだから、ほかの人そうだけは言いませんけれども、自分が使う立場になった場合足を踏み込まれないというか、立派なところで。ご説明されたときは全面ガラス張りなんて、そういう立派なところで果たしてその中で使うとなると勇気が要るなと思うんですけども、いかがなものかなと思われるんです。それに単費を2億4,000万円、一般財源がかかっているとなると、ますますそうですね。過大な身の丈に合わないデザインを重要視したすばらしい立派なものができるんだろうなと想像はできますけれども、町民の人たちにどうしたら使われるか、そういうことを考えて施設づくりをやってもらいたいと思うんです。

その辺、大した立派なやうなんですけれども、これからこの施設を利用してもらうために工夫していることがありましたら、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 生涯学習センター、現在建設中でございます。場所も学校の近くであったり、そしてアップルタウンの近くでもあったり、本当にこの場所がこれから地域の皆さんやたくさんの方々が、図書館もありますので、本当に集える、皆さんのが集合していただける、何かの用事で寄っていただけるとか、本当にそういう場所になるように努めてまいりたいと思いますし、現在公民館もありますが、その辺皆さんに寄っていただくような企画だったり、具体的に申し上げる部分は現在ありませんが、皆さんのが集える場所になっていただくような方向に努めてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川議員、議案は繰越明許という議案ですので、事業はもう既に着工しておりますので、それを踏まえての質疑にしていただきたいと思います。

及川幸子君。

○議長（三浦清人君） 施設の費用対効果もありますので、その辺をまた今後とも引き続き繰り越しになっていきますけれども、その辺も検討していただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけ。

今総務課長の説明受けましたが、繰越明許費20事業で30億円、そしてこの後で事故繰越しというのが出てきます。その事故繰越しになった原因は労働力です。そして資材の高騰、そして防潮堤の整備、これにかかわって事故繰越しになっています。この20事業に関しては、そういういった工事、工期の日程どおりに行くというふうな方向で受注事業者が予定を出してきた、町で設定したと思うんですが、この20事業の中でそういう事故繰越しになるんじゃないかなという事業というのは、町のほうではある程度把握しているんでしょうか。なかなか厳しい、この工期まで完成するのは難しいと、町のほうではそれを把握しているのか、その辺。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 個別に申し上げれば、さまざまそれに事業の事情がございますので、総括的に申し上げれば基本大原則明許繰越しされた事業はやはりその年度の中で完了を目指すという、それが大原則だと思います。しかし、それがこの繰り越した時点での完成見込みが平成31年3月と申し上げざるを得なかったそれぞれの事業においては、もう繰り越す段階においてかなりのそれぞれの難しいハードルが備わっているということは、これまでの復興事業の経過から見ると言えることなのかなと思われます。

しかしこの段階で、さらにこれをその後の年度に繰り越しますということを前提に議会にお諮りするというのは、やはり大変制度上の原則からふさわしくないことだろうというふうに考えますので、そのようなご説明とさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の課長の説明ですと、3月末というような形の工期の事業に関しては、厳しい面もあるんだという内容だったと思います。震災復興でいろいろ状況が町の中に起こっています、その中で震災復興事業としていろいろなものが上げられていますが、なかなか大変なのはわかっています。その大変な中で、工期を完了するための何か方法を建設業者、あととかかわる事業所と相談しながら、町のほうでいくのも事故繰越しにならないための方策かなと思いますので、その辺受注事業所と町のほうの常日ごろの情報交換でもって、できるだけそういったことのないようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君）ほかに。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（三浦清人君）再開をいたします。

先ほどの答弁の中で、保留していたものがありましたので、答弁をいたします。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）先ほど保留いたしました軽減措置の関係なんですけれども、住宅の新築軽減なんですけれども、通常は3年間2分の1でございます。被災地代替取得の場合の特例につきましては4年間2分の1と、さらにその後2年間3分の1と、合計6年間の軽減措置がございます。ただし取得が、平成33年の3月31日までに取得したものに限るというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君）先ほどに引き続き、繰越明許計算書の報告についての質疑を続行いたします。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、先ほど出た生涯学習センターなんですが、こちらの完成は来年3月ということなんですけれども、大分進んでいるようなんですが、現在の進捗率とかがもしわかりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点は、ちょっと戻るんですけれども、一番上の農業費の処理事業なんですが、平成30年12月ということなんですけれども、この進みぐあいというか、完了できる見込みなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（三浦 孝君）生涯学習センターの工事の進捗でございますけれども、現在基礎工事が終わりまして、間もなく棟上げといいますかそういう状態になってきてございます。概算ですけれども、まだ基礎程度でございますので20%以下の出来高ということでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 汚染牧草の処理の進捗状況というところでございますけれども、ご承知のとおり現在保管しております約500トンの汚染牧草の400ベクレル以下の部分の約1%ということで、4.7の部分を麦わら牧草に関しましては大盤平のほうにすき込みというふうな内容の事業でございます。若干手続等でおくれておるところなんですけれども、何とかこの期間内に終わるような形で努力しているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 学習センターのほうに関しては、大体わかりました。

そこで2点目なんですけれども、今課長の答弁ですと500トンという答弁だったんですが、300トンの間違いじゃないのか。その確認だけさせていただいて、終わります。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 現在当町で保管しております全体、放射能濃度全ての全体の牧草、麦わら、ほど木、これの全体の総量が現在498トンというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第5 報告第2号 平成29年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

について

日程第5、報告第2号平成29年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成29年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

平成28年度繰越明許費として、予算のうち復興需用の高まりによる労働力や建設資材等の確保が逼迫し、年度内の事業完了が困難となった事業等について事故繰越しとして決定し事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） それでは、報告第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の27ページをごらんいただきたいと思います。

これは、平成29年度一般会計事故繰越計算書でございます。こちらも、地方自治法施行令の規定により明許繰越しと同様の手続によりまして議会への報告をさせていただくものでございます。

今回、5事業につきまして事故繰越しとさせていただきました。いずれも平成28年度から平成29年度に明許繰越しとして完成を目指して努力をいたしましたが、個別の状況においてもろもろの実施困難な事態が生じ、結果やむを得ず予定どおりの完成を達し切れなかった事業について、事故繰越しとして平成30年度に繰り越しさせていただくものでございます。

全体で繰越額は5億4,970万9,000円、そのうち繰り越す財源は繰越明許費と同様に既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものであります。こちらでは既収入特定財源はございませんので、一般財源部分を財源としてつけて繰り越す形となってございます。

では、それぞれの事業の完成見込みにつきまして申し上げます。海岸保全事業につきましては平成31年3月、水産基盤整備事業につきましては平成31年3月、町道新設改良事業につきましては平成31年3月、漁港施設災害復旧事業につきましては平成30年10月、公共土木施設災害復旧事業につきましては平成31年3月ということになってございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、10番高橋議員の質問に回答を保留しておりましたので、報告させていただきたいと思います。議案関係参考資料の2冊のうちの1、1ページをお開

き願いたいと思います。

町長の行政報告の入札結果のその1でございます。平成28年度町道蒲の沢2号線外1路線の道路改良工事（その2工事）でございます。今総務課長から報告がありましたとおり、工事そのものは事故繰越しの手続をさせていただいているところでございます。当初、平成30年3月30日までの工期で契約をさせていただきましたが、完成工期といたしまして平成30年8月31日を目指し現在工事を進捗しているところでございます。

次に、同じく平成28年度普通河川蛇王川河川災害復旧工事でございます。これにつきましても、当初の完成工期を平成30年3月30日としてございましたが、この部分を平成30年7月31日を完成目途に現在工事を進捗しているところでございます。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

海岸保全事業の5番と、10番の漁港施設災害復旧事業、この中で地域住民との協議において計画が伸びたということになっていますけれども、これは地域住民とのコンセンサスを得て繰り越しになったと思われますけれども、その辺どのような過程で、そしてこれが繰り越しになったというその理由ですね。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず海岸保全事業につきましては、これは平磯漁港の防潮堤建設工事でございます。これは法線の決定等に時間を要したために、事故繰りまで至ったということでご理解いただきたいと思います。

それと漁港施設災害復旧事業、これは田の浦漁港の中、田の浦船揚場の災害復旧工事でございます。これにつきましては、これまでなかなか工事発注に至らなかつたんですけれども、昨年度田の浦漁港の防潮堤工事と一緒に工事発注いたしまして、事故繰越しの手続をとらせていただいたものでございます。

したがいまして、両件とも現在は工事を進めておるという状況にございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2件とも、その辺は地域住民に十分理解されて工事発注、現在は工事着工していると解しますけれども、工事はこれからも引き続き町民の人たちに丁寧な説明をして、了解して工事を進めていただきますようにお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 今般、各漁港において防潮堤工事始まつておりますが、現在工事説明等各漁港においてさせていただいているところでございます。その説明会において、住民あるいは漁港利用者の方々から、さまざまなご要望ですとかご意見等も伺っております。できる限り丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） この中で防潮堤のことが挙がっておりますが、昨年の12月あたりから18カ所の防潮堤発注されております。6カ月過ぎても、ちょっと現場のほうの動きが見えないような状態ですけれども、現地のほうの動きはどうなっているかと、あと現地に入る前に用地買収、3月に私一般質問で申し上げたんですけれども、用地のほうは8月を目標に頑張ると、そういうお話をいただいておりますが、その辺の経過をご説明お願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず、工事の現状でございますが、議員ご承知のとおり震災後地盤の再隆起が認められております。ということで、今回はその現場におきましては隆起分を考慮した形で工事を進めていく必要がございます。ということで、今現在は各現場において事前測量等が行われている状況でございます。

それから、用地の買収状況でございますが、各漁港において多少の差はございますが、全体で申し上げますと事業用地のうち46%程度が5月末で買収済みでございます。なお、未買収地につきましては全体の54%程度でございますが、そのうち施工同意をいただきましたのが約30%でございます。したがいまして、買収済みと施工同意をいただきました事業用地、合わせますと全体の約76%で工事ができる状況になっております。

ということで、3月議会でも申しましたように、この夏を目標に何とか買収を終えたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 現地盤の隆起によって再調査と、私もそれをおそれていたんですが、重変になりますね、その辺のやつは即対応できるということもお話を聞いておりますけれども、これも恐らく日にちがかかるんじゃないかなと、そのように思いますが、その辺は大丈夫なのか。

それと、工事着工では同意を得たのを含めて76%の工事が現場ではやれると、そういうお話をいただきましたが、本当にこれ大丈夫なのかと、あと残りの24%ですか残った分は最終的にはどういう形で用地を決定するのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 重変協議、当然必要になってまいりますが、これは重変協議を終えてから工事を進めるというものではなく、県あるいは国とも十分に事前に調整をしながら、できる限り重変協議はまとめてやっていくということで、工事と並行してそういう協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

それから、用地未買収地の今後の見込みということですが、24%の中には当然現在交渉が難航している地権者の方々も含まれております。残念ながらこういった難航地権者に対しましては、この夏までに全てが解決されるという見込みが立っておりませんが、それ以外の方々についてはこの夏をめどに何とか買収を終わらせたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） あとは、もう1点なんですけれども、支援業務いただいている形ですが、お話を聞きしますと1社の支援コンサルさんだと、そういうお話を聞いておりますが、その辺の連絡といいますか連携はうまくいっているのか。なかなか物事が進まないようなお話を聞いておりますが、その辺を聞いておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 現在、8名の支援員が役場内に常駐しております。場所は第2庁舎の、私ども建設課と通路を挟んで同じ建物の中になります。ということで、目と鼻の先に常駐しておりますので、連絡調整あるいは連携については特に問題はないかと考えております。

また、議員ご心配のような事案が今後発生しないよう、これまで以上に連絡・連携を密にとってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今事故繰越しの完成時期、説明ありましたが、5件のうち4件が平成31年の3月。事故繰越しで平成31年の3月ということになりますと、後がないわけですね。大分苦戦しているのかなというふうなことも伺えるんですが、これまでに完成しないとまた何か振り出しに戻るというふうなことになるんですが、見通しとしていかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 該当いたしますのが海岸保全事業、それとその次の水産基盤整備事業があったかと思います。海岸保全事業につきましては、平磯漁

港の防潮堤工事でございます。現在工事に着手したところでございますが、これにつきましては何とかこの10カ月ほどの間に工事を終わらせるということで、現在工程等もしっかりと吟味しながら進めておるところでございます。

それから、水産基盤整備事業につきましては、これは石浜漁港の平棚物揚場の新設工事でございます。これにつきましては、工事の額と必ずしも工程の長い・短いというのは比例しないかと思いますが、約7,500万円程度の工事でございます。今後、天候等も見ながら工程調整を厳密に行い、何とか年度内に完成させたいということで今頑張っておるところでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　特に海岸の工事等々はいろいろな条件がありますので、大変なことは承知しておりますが、後がありませんのでさらなる奮闘を期待しております。

○議長（三浦清人君）　ほかに。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）　1点だけ。

先ほどもありましたが、一般財源1億2,000万円ほどでしょうか。そのうちの震災特交分、どれぐらいになりますでしょうか。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　こちらのほうについて、資料持ってこないでしました。後ほど確認をさせていただきたいと思います。ご報告は追ってさせていただきます。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。

○5番（後藤伸太郎君）　はい、報告でいいです。

○議長（三浦清人君）　ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）　県の工事のうちの一番下、5件目ですけれども、繰り越しの説明としまして当初予定していた資材置場及び用地の確保が困難だったということなんですが、要は資材置場がちょっとなかったように思うんですけども、これはどういった事情なんでしょう。受注者の計算ミスなのか、あるいは何か特別な事情があったのか。受注者の落ち度であるんであれば、ちょっとこういったことは余り繰り返さないように、再発防止策なんかを求められたほうがよろしいかと思います。

その辺の事情をお聞きしたいのと、あと3番目のところの説明書きの中に「資材価格の高騰」という言葉があります。資材の価格、今どういった状況なのか。鋼材であるとかセメントであるとか、ちょっと推移は把握しておりませんが、燃料なんかは確かに上がっているかと思

います。今後、さらにこれがどうなるのか。上がっていくかもしれないし、あるいは安くなるかもしれない。ちょっとその辺は読めないんですけども、またさらに資材の価格が今後高騰するような場合、おくれやしないのかとちょっと心配するんですけども、そのあたりどうなのかご意見をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、質問順序のとおり一番下の部分、資材置場等の用地ということで代表的な理由を載せてございますけれども、具体に言いますと長清水地区の現場でございまして、現在県の河川工事、それから398号の工事が入ってございます。そこに町の工事が割入って入るような状況でございまして、なかなか業者間での工程のやりとりが思うようにいかなかつたということで、繰り越しということになりました。

ただ工事の発注そのものが、これは何度か不調に遭いました、3月の後半にやっと契約ができたということでございますので、本来は発注時期がおくれているというのが一番の原因でございますが、その後についてもやはりいろいろな工事間の調整がなかなか難儀だったということです。

それから、資材の物価の部分でございますけれども、一時期から比べれば大分落ち着いてきているなという印象でございます。ただ、我々が工事発注する場合に使う資料というのはどうしても後追いになりますので、民間さんですと物価の動向を見ながらある程度見積もりはかけるんですが、なかなか役所の場合はそうはいかなくて実績に基づいて積算をするという、どうしてもそこのラップしない部分がございます。そのため、どうしても価格の差が発生することがございますので、今後とも大きく物価が上がることになれば、同じようにタイムラグが発生して不調が続くものというふうに考えてございます。

ただ、下落したときは逆に役所の見積額が高くて、業者の見積もりが安いという逆のパターンもありますが、当面は東京オリンピック等の関係もございますので、なかなかそれは望めないものかなと。ほぼほぼ様子を見ながら、状況を見ながらなんとか不調等もあるかと思いますが、それを防ぐ手立てをそれぞれ工夫しながら頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第6 報告第3号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第6、報告第3号平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました報告第3号平成29年度南三陸町漁業集落排水事
業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成29年度予算のうち、漁業集落排水事業費の漁業集落排水施設管理費について繰越明許費
繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。
細部につきましては、上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひを申
し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 報告第3号について、細部説明をさせていただきます。29
ページをごらん願います。

平成29年度漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。事業の名称につ
きましては、袖浜処理区管路移設事業でございます。繰り越しした理由でございますが、袖
浜処理区内で実施されております宮城県発注の防潮堤工事に伴い、県の補償事業として施工
中の下水管路移設工事につきまして、県の防潮堤工事が年度内に完了できなかつたことから
繰り越しとしたものでございます。事業の完成予定は、9月を見込んでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

この事業は、県の補償の関係というただいまのご説明でしたけれども、これは繰越分が一般財源2,000万円となっております。この内訳もお願ひいたします、一般財源。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） この事業につきましては、防潮堤を設置する箇所に下水道管が入っておりましたので、宮城県のほうからの補償事業でやっております。町のほうの会計のほうには、一般財源として収納するものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 一般財源とここにあるけれども、補償のほうで一般会計に入っているということで考えてよろしいですね。補償の分は一般会計に入っているという解釈で、一般会計から。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 補償金として入るんですけれども、財源としての科目は一般財源のほうになるかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なしと認めます。終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

先ほどの質問の中で、総務課長より答弁の申し出がありましたので、許可いたします。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 報告第2号の中でご質問いただいた事故繰越しの一般財源に占める震災特別交付税の金額ということでのお答えをします。

実際の金額は1億1,506万8,000円という金額になっておりまして、一般財源1億2,000万円

に占める割合で見ますと約96%が震災特交となっております。

日程第7 報告第4号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し
繰越し計算書の報告について

日程第7、報告第4号平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました報告第4号平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越し計算書の報告について、ご説明申し上げます。

平成28年度繰越し明許費とした予算のうち、漁業集落排水事業費の漁業集落排水施設管理費について事故繰越し繰越し計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 報告第4号について細部説明をさせていただきます。31ページをごらん願います。

平成29年度漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越し計算書でございます。事業の名称につきましては、袖浜処理区管路移設事業でございます。繰り越しした理由でございますが、袖浜処理区内で実施されております宮城県発注の防潮堤工事に伴い、県の補償事業として下水管の移設工事の設計業務を委託したものでございますが、県の防潮堤工事が年度内に完了できなかつたことから、設計業務を繰り越しとしたものでございます。事業の完了予定は平成30年9月を見込んでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

討論に入れます。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第8 報告第5号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第8、報告第5号平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました報告第5号平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度繰越し明許費とした予算のうち、災害復旧費の特定環境保全公共下水道施設災害復旧費について事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 報告第5号について細部説明をさせていただきます。33ページをごらん願います。

平成29年度公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書でございます。事業の名称につきましては、特定環境保全公共下水道施設災害復旧事業で、伊里前処理区の下水道管路の設計業務を委託したものでございます。繰り越しした理由でございますが、ハマーレ歌津の南側の箇所の設計業務につきまして、国道45号の復旧事業との調整に時間を要していることから、繰り越しとしたものでございます。事業の完了予定は、平成31年2月を見込んでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第9 報告第6号 平成29年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第9、報告第6号平成29年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました報告第6号平成29年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成29年度予算のうち、資本的支出の建設改良事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 報告第6号について細部説明をさせていただきます。35ページをごらん願います。

平成29年度水道事業会計予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しで、事業は東日本大震災に係る15件の水道施設災害復旧事業でございます。

36ページの最下段をごらん願います。全体の契約額は約9億500万円で、平成29年度中に前

払金などを支出し、繰越額の合計は6億1,500万円となってございます。繰り越しの理由につきましては、それぞれ国道、県道などの災害復旧事業者や施設管理者等の調整に時間要したことによるものでございます。

35ページにお戻り願います。各事業ごとの完成予定を説明いたしますと、上段から志津川市街地は6月完成予定、申請書作成委託業務は12月完了予定、実施設計書業務委託は平成31年3月完了予定、水尻橋は6月完成予定、伊里前橋から最下段の中山地区までは9月完成予定、次ページをお願いいたします。志津川地区は9月完成予定、平磯地区は12月完成予定、折立橋は6月完成予定、清水橋は平成31年2月完成予定、志中大橋は9月完成予定、四谷線は5月に完成しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

この35ページの資本的支出の中の建設改良費の上から2段目、南三陸町上下水道事業変更認可申請書作成業務委託、その下の水道施設災害復旧設計業務委託、2つの委託なんですが、関係機関との調整に時間を要したためとありますけれども、この関係機関は県なのか国なのか、町にとってどの程度のデメリットがあったのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 申請書の作成委託業務でございますが、こちらは震災で被災いたしました水道施設の復旧に伴いまして、上水の取水や排水に変更を生じましたので、県からの変更認可取得のための申請書の作成を委託しているものでございます。関係機関でございますが、県のほうとの調整に時間を要しているものでございます。

次の水道施設の災害復旧事業の実施設計委託業務でございますけれども、これも震災で被災した水道施設の災害復旧事業の設計業務を委託しているものでございます。他の災害復旧事業者、あるいは道路・河川等の占用の関係で、国県あるいは町のほかの課との調整に時間を要しているものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 委託業者との協議のおくれではなくて、各省庁間のおくれというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 委託している業者とは、月に1回ぐらいずつ定例の打ち合

わせ会議をやっていますので、そちらのほうは問題ないんですけども、関係機関、県とかあるいは先ほども言いました他の災害復旧事業施工者との関係で時間がかかったものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第10 報告68号 南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第68号南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第68号南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、本町における中小企業・小規模事業者等の振興に関する基本理念等を定めることにより町の経済の健全な発展を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的として新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、議案第68号南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例について細部のご説明をさせていただきます。

まず、本条例の制定の背景・経緯をご説明いたします。制定に向けた機運の高まりは、平成11年の中小企業基本法の改正まさかのぼります。それまで地方公共団体の中小企業振興は、国の施策に準じて、国の施策の範囲内において融資制度等を活用することになっており、当町においても同様に制度運用をこれまで図ってきているところでございます。一方経済が右肩下がりになる中で、法改正により地方公共団体はその区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策、つまり地域実情に則した施策の実施が求められる内容に法律が改正されました。

ここから、条例制定に取り組む地方公共団体がふえるということになりました。また同時に、民間側の取り組みといたしましても、全国的に活動を開催しております中小企業家同友会の皆さんのが中心となりまして、切磋琢磨しながら中小企業の経営をよくしたいと、活動目的と本条例が中小企業の振興はもとより地域づくりにつながるとして制定を推奨しており、同県同友会の南三陸支部よりご提案をいただいた。その後、全面的なご協力も頂戴しているところであります。

さらに、ご提案があった時と同じく平成26年の12月定例議会において、現三浦議長より中小企業振興基本条例を制定すべきではないかとの一般質問にお答えをする形で、町といたしましてこれまで制定に向けた取り組みを進めてまいりました。平成27年度に地域実情の把握を目的とした調査事業を実施し、その後地域の中小企業者、特に同友会の南三陸支部の皆さんを中心に農林業、水産業に携わる方々、教育関係、町民の方など約30名程度の条例案を検討する任意の会議体として「成文化委員会」というのを立ち上げていただきまして、町もオブザーバーとして参加しながら条例の核となる前文と呼ばれる内容を文言の一字一句に至るまで、平成28年度、平成29年度の2カ年をかけてご議論いただきました。

当初は、平成28年度の条例制定を目指してございましたが、参加いただいた皆さんは自身も復興を進めながらということもございまして、素案の取りまとめまで2カ年を要することとなつてございます。

本条例は、地域経済の発展を中小企業の振興を中心として活性化を図るため、その基本的な方向性や町、中小企業者、町民などそれぞれが果たす役割を明確化する理念型条例であります。理念型条例の特徴といたしまして、社会的、歴史的、文化的背景や地域特性について言及をいたします前文というものを示すことが多く、当町でも成文化委員会においてご協議いただいたものを採用させていただいております。

町民の皆さんのが直接的に条例づくりに触れる機会ともなりましたので、改めてここで前文の

みを朗読させていただきたいと思いますので、議案書の38ページをごらんいただきたいと思います。38ページの上段になります。朗読させていただきます。

「南三陸町は分水嶺に囲まれ、親潮と黒潮の潮目にはほど近い志津川湾、伊里前湾を抱きかかえ、リアス式海岸が織りなす美しい景観の中で、修験の場でもあった多くの山々が清らかな川をつくり、里や海を育んできた町です。また、やませや潮風はやわらかに森の木々を育んできました。その自然の豊かな恵みの中で人々は強いきずなを結び、時代時代の厳しい環境にあわせ、ともになりわいや伝統を積みながらしなやかにたくましく暮らしてきましたが、東日本大震災の発生で町は壊滅的な被害を受け、普通の暮らししがいかに貴重なものかを痛感させられ、私たちに何ができるのかを問い合わせ、これからも愛する町とともに生きる思いを改めて強くしました。

今後も、さらに真の復興に向かっていくためには、さまざまな分野で始まった新たな取り組みを継続し、本物を貫き続け、多様な交流を生み出し、新たな価値を創造していくこと、地域のなりわいや文化の発展に貢献してきた中小企業、小規模事業者がこれまで以上に自覚と責任を持ち、町民や地域社会から信頼され続けることが大切になります。

町民がいきいきと働き、夢を語れるような町であるために、厳しい環境にある南三陸町が希望と誇りある町であり続けることを目指して、町、中小企業、小規模事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民ほか関係者との協働で地域の振興を図るため、ここに南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例を制定します」

続けて、条例の全体を説明させていただきます。

第1条に、目的といたしまして町長提案理由でも申し上げましたとおり、町内各団体等がそれぞれの役割を明らかにし、協働のもとに地域経済の活性化を図ることを目的としております。条例制定の効果といたしましては、まずは自治体がこれに取り組んでいるという立場を明確化すること。地域の中小企業への理解を促す、さらには中小企業みずからが努力と研鑽を積んでいただく。3つ目といたしまして、行政の姿勢の連続性を条例という形で担保できるという点が期待できるということをございます。

第2条で団体等の定義をしてございますが、当町の条例の特徴といたしまして第3号に地域事業者を定義してございます。中小企業者に加え、第1次産業など生活活動やその他経済活動に携わる皆様と震災からの復興の観点も見据えつつ、多くの事業者が参画できる枠組として2号の規定を整備させていただきました。

次に、議案書39ページをごらんください。第3条には基本理念を、第4条には町が取り組む

施策を、これまで取り組んでまいりました既存の施策も念頭に体系的に整理、明確化をさせていただいております。さらに第5条から、続きまして40ページになります第10条まで、各団体の役割と地域事業者としての振興への努力をいただきたいという内容でそれぞれ規定いたしておりまして、施行日を本年7月1日とさせていただいております。

繰り返しとなります。本条例案は理念型の条例でございます。融資や補助制度などの根拠型条例、あるいは企業誘致・特定産業支援などの個別具体的な政策を規定した政策型の条例とは異なるため、具体的な取り組みの内容の規定はございません。

では、具体的にどういう取り組みを行っていくのかということになりますが、条例をご決定いただいた後に、成文化委員会でご協力をいただいた皆さんを中心に参加するメンバーからさらにご議論をいただくような会議体を構成する検討をしていただく準備委員会からはスタートをさせていただき、協働の取り組みとして町も参画しながら具体的に何をどう進めていくかを検討する、現在仮称でございますが「地域振興円卓会議」というものを立ち上げ、その会議の中で町が担うべき役割やニーズなどを把握し、さらに加えればその取り組みの延長で参加する皆さんに次代を担う世代の方がいらっしゃれば、そういう環境づくりの場にもなると考えておりますので、今後必要があれば予算措置も含めて施策の展開を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、本条例の制定に対し意見公募、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられた意見は1名より3件でございました。このご意見の内容は、条例案として他の参考モデルとの比較整理に関するものでありましたが、内容といたしましては提案いたしました条例の内容の中に包含できるものであるというような回答をさせていただいているところでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も零細企業の一人として、地元、行政からの仕事に依存しているのは確かです。事業所が500ぐらいあったのが、それが250になっているという中で、どうしても行政に依存するような状況が今の町の中の事業所には私はあると思います。そういった中で、これまで私が一人活動してきたことなんですかけれども、南三陸町商工会のほうにとりあえずこういった中小企業条例というのを町で今制作中だというのがわからなかつたので、商工会のほうにとりあえず行政のほうから地元の商店に仕事をもらえるように陳情書を出してくれ

ないかということをお願いしたんですが、商工会のほうでは多忙ゆえかその提案に乗ってく
れなくて、私は独自に県の印刷組合というかそこのほうから陳情書を出してもらって、その
陳情が採択されました。

そういう経緯の中で今回中小企業条例、これは今課長の説明ですと全国に平成11年からそ
ういった動きがあったという中で、水面下で町でもその制作を経済同友会が作成したとい
うような話を聞きましたが、町はこの条例をつくるために何年前から本格的に活動したん
ですか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 具体的に町がこの取り組みを進めるのは、平成26年までさかの
ぼります。平成26年の11月ごろだったと思いますが、こういう取り組みをしませんかとい
うご提案をいただいて、町としても具体的に制定に向けた取り組みを進めてまいりまして、本
日に至るということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 議会の中でも議員のほうから中小企業条例という提案が出たと、課長が
今説明されましたが、平成26年11月、ここでもう町の中では条例の理念とかといった部分
を重視したような形のこの中小企業条例ということだと思うんですけども、基本的に地元
の小っちゃい事業者、その辺を守るための中小企業条例というふうな形で私は受け取ってい
るんですが、平成26年11月の後に役場発注の仕事でもって同僚議員がこの仕事は何で町外だ
というふうな形の質問を、以前質問したことを記憶しているんですが、そういった条例をつ
くっている中で地元に落とさないで町外に発注したと、仕事を。それというのは、役場の中
で意識を同じくしていてこの中小企業条例をつくっていたならば、そういった町外に仕事を
出すというような動きには私はなっていかなかったと思うんですよ。

それがなぜ、その条例をつくろうとしているのか議論している中で、どうしてそんなことが
起こったのか。その辺、お聞かせください。

あとは、中小企業と呼ばれる南三陸町内事業所は、対象にしている事業所は何社ぐらいある
んですか。あと、同友会の職業区分というか、その辺もわかつていたら教えて。今回の条例
制定に当たって同友会ですか、その辺の参加された方の業種別、わかつたらば教えてくださ
い。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 取り組みにつきましては、昨年から商工観光課ということで取

り組ませていただいています。その前は産業振興課ということで、そこからの取り組みということでございますが、これまでにはやはり内容のこちらも知識としてなかったという部分もありまして、その辺を勉強しながら進めてきているということもございまして、条例自体を深く理解をするというところから始めさせていただきました。この条例自体が、全てにおいて町内の事業さんを擁護するというような内容だというふうには、私は思ってございませんで、もちろんそういう側面もございますし、皆さんがそういったことに向けてみずから努力をしていただくということの意思のあらわれの一つになるんだろうというふうに考えてございます。

ですので、なかなかこれまで庁舎内にこういう取り組みがあったということが、浸透していなかったということも確かにございますので、その辺は今後しっかりと庁舎内の意識も統一といいますか、内容についてはご理解いただくようにこちらも努力していきたいなというふうには考えてございます。

それから同友会につきましては、現在南三陸支部の皆さんで大体30名ぐらいというふうにお聞きしております、会員の方々が。それで、組織的には全国的にある組織でございまして、宮城県でも14の支部を持って、大体今1,000社ぐらいが加入しているというふうに伺っております。ことしは、その全国大会が宮城県で開かれるというようなことも聞いておりまして、まさに皆さんがよりよい会社づくりをしたいというところに、その経営理念をつくっていくというような思いがありまして、その思いと活動の取り組みがこの中小企業基本条例の理念づくりというところに同じくリンクするということで、取り組みませんかということでこれまで進めてきたということでございまして、ちょっと会員30名の内訳まで手元に資料としてございませんので、現在30名ぐらいの皆さんが活動されているというふうには伺っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 同友会のメンバーを、私も数人知っています。確かに自分の仕事に対しての理念、あとお客様に対しての考え方、全てを理念の中でうたっていて、名刺の中にこういった理念で私の会社はやっていますというような形で、私も二、三人の方を知っています。やっぱりその取り組みは、とにかく地元を主体として町外の人たちとの連携というような形を図って、自分たちの今やっている企業を何とか広く町外にもアピールしていくというふうな感じだったと、私は思います。

しかしながら、今課長がみずから努力という、皆努力しているんです。努力しているんです

けれども、なかなか自分ひとりでは解決できない問題がたくさんあると。そういった中で、この中小企業条例がいかに南三陸町の町民のプラス、そして事業所のプラスになるかということが町の条例として方向性が私はあると思います。理念的な条例とはいっても、何のための条例かといったら南三陸町民のための条例であり、事業所は町民の方を使っているんです。そういう中で町全体を考えていけば、今何か区分しているような話を聞いていましたけれども、私は町主体でもって町民、そして事業所主体でもってやっぱりこの事業は運営すべきだと思います。

7月1日からということで、これから模索していく、そして準備委員会を立ち上げてその中で話していくというような話でした。その中で、その準備委員会にかかる人たち、基本的にこの辺が私はいつも大切だと思います。だからその辺もじっくり、経済同友会も一緒になって、町と一緒にやってやったほうがいいと思います。商工会、観光協会、それは別として同友会が基本的にこの中小企業条例をつくったならば、町の中心になっている観光振興課の課長を初め、それに付随するような団体の人たちが集まって円卓会議みたいな感じをやっていくべきだと思います。そうでないと、やっぱり同じ人がまた並んでいるというような形の考えになります。

その委員会というか円卓会議、それはどういった方向か。まだわかっていないけれども、ある程度の構想があるんしたらば、教えてください。みんな震災起こってから、事業所は苦しみながら何とか事業をしています。そして、多くの得意先を失った中で自分で設備、グループ事業とかそういった中で設備してやってきましたけれども、まだまだ苦しいと。そして逆に、今後廃業、後継者問題、あります。

そういう中で、今この協力してくれる団体が銀行とか、学校とか、そういうことは知っていますけれども、なかなか協力してくれる団体が全て町の事業所の中でかかわっているというような形ではないと思うんです。だから、やっぱり個人の努力が必要だというのはこの理念の中でも、あと復興に資するとかそういったことは当然のことで、今を生きるために一生懸命やっているんですから、できればその円卓会議のメンバーをしっかりした仲間でもって、新しい感覚でもってまちづくりに参画するようなメンバーを集めてほしいと私は思います。

その辺課長に注文つけて、あと町長にもその辺じっくり考えてもらって、いろいろなところで町長にというような形のことが出てきます、内容とか。町長が最終的に判断する、そういうことじゃなくて、同友会さんがかかわっているならば同友会さんが主体となって、同友会

の人の誰かを座長とか何かに置いて、その会議を開くべきだと思います。

とりあえず、町内で頑張っている事業所、そして事業所で働く町民、それを応援してください。それを私は願うだけですので。終わります。

とりあえず何点か質問しましたけれども、答えできる範囲でお願いします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まさに、議員が今おっしゃるようなところを懸念してというところが、背景にももちろんございます。状況が一変したのは、もちろん東日本大震災の影響ということになります。町内の事業所のほとんどが被災をしてしまった。さらには事業者だけじゃなくて、1次産業である生産の現場も含めて多大な影響を受けたというところがあります。まさに、これから産業全体が再生に向かっていくという過程にございますので、中小企業者だけにとどまらず、町全体で事業にかかわる皆さんのお意として、この町をいい方向にもっていきたいということの一つの理念として、これを制定することによって皆さんの思いを一つに前に進める仕掛けができるのかなというふうに考えてございます。

ですので、まさに町内の事業者さんにも頑張っていただきますし、行政もそれをしっかりとサポートしていという体制づくりをこれからしっかりと取り組んでいきたいということになろうかと考えてございます。

これから、その具体的な仕組みをつくっていくということにつきましては、あえて庁舎内にその検討会を置かないで、今議員がおっしゃるとおりいろいろな方がその時々のニーズにあわせて対応を図っていく、そういう仕組みが必要なんだろうなというふうに私も感じてございます。ですので、先ほど説明もさせていただいたんですが、まずは同友会の方々にもお声かけをさせていただいて、どういった仕組みであるべきかというところからまずはご議論させていただいて、会議体の内容を決定しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。2点ほどお伺いいたします。

大変立派な理念の基本条例の制定になるのかなと思います。経済同友会のメンバー30人ほどってお伺いしましたけれども、もし名簿があればこの名簿と、それから審査委員会を立ち上げたようなんすけれども、この審査委員会の立ち上げた第1回目のメンバーですね。それらもわかっている範囲で提示をお願いいたします。

そしてこの町としては、3番目の地域事業者ということを第一に掲げたいという先ほどの説

明でしたけれども、これとそれから学校教育法の中で第1条に規定する学校という項がありますけれども、これらをもう少し、なぜ学校なのかということが裏に書かれてあります。その中で、地域事業者の活動を担う人材の確保及び育成とあります。この中で、実は高校生の高校生議会がここで行われました。そのときの発表などを聞いていると、高校生ながらなかなかいいこと、いいアイデアを出すなというようなことを感じました。そういうことが、この基本理念に沿ってくるのかなと思われます。そうすると児童生徒、ここの学校との連携といふものも、これに定着するといいものができていくのかなと思われるんすけれども。

それと金融機関というのは、やはり事業をする上でお金が必要だから入っていただいたんだと思いますけれども、その3番と5番の関係をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 中小企業家同友会の南三陸支部の皆さんのお名簿については、申しわけございませんが持ち合わせてございませんのでちょっとご提示はできませんし、あと前段として先ほど条例案のご検討をいただいたという方々は、同友会のメンバーの方々に加えて農林水産業、そのほか教育関係に携わっていらっしゃる方々ということで、我々も参加をさせていただいたという会議体になりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

さらに、学校の役割を規定したというところでございますが、何度か議会の中でもご質問をいただいているんですが、当町は今労働人口・マンパワーが非常に不足しているという状況があります。一つは、学生のうちから生徒・児童の皆さんには、この町の労働というところをよく知りたいという思いがございますし、もう一つはうちのお父さん、お母さんがどこで仕事をしているんだということで、一度そういうところにも目を向けていただく機会も必要なんだろうなというふうな思いがございました。

これまで各事業所さんでは、一時的なインターンの受け入れとかご努力はいただいているんですが、これまで依頼されてお受けをするというような流れがあったのかもしれません。今回は理念型ですので、どういったものをもって今後そういう受け入れをしていくかということを、やっぱり規定していく必要があったんだろうなというふうに感じておりました。ですので、ぜひ学校の皆さんにもご協力をいただきますし、なお町内に就職の場を設けていただくことになれば、ご家庭の皆さんのご理解も必要になってくるんだろうなという場面が今後出てくるんだろうなというふうに思っています。ですので、本町の条例の中では学校機関においても協力をいただきたいというふうに思って、ここに規定をさせていただいたと

いうところでございます。

さらに、金融機関については議員お見込みのとおり、やはり金融の面でしっかりとサポートしていただくということは必要不可欠でございますので、ここでしっかりと明記をさせていただいて今後取り組んでいきますし、それにあわせて町のほうでも融資制度等、あっせん制度等を持ってございますので、そういう意味でも連携をはからってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　中身は大体今の説明でわかりましたけれども、この基本条例ができると、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとあります。だから、町のかかわりは大なるものであると思います。こうした中で審査委員会ですか、これを立ち上げたときの会議の記録の中には、当然委員の名簿が出てくると思うんですけども、それらは公表できないうことなんですか、手元にないということは。後日でも、それを出せないということなんでしょうか。

○議長（三浦清人君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）　条例自体は、確かにそういうふうに規定をさせていただいておるんですが、その成文化委員会というのは任意に立ち上げていただいた組織でございまして、町もその会議に参加をさせていただいたというような内容で、事務局をこちらが持っていたというような内容ではございませんので、先ほど申しましたとおり中小企業家同友会南三陸支部の皆さんを中心といたしまして、日々活動で取り組んでいらっしゃる農林水産業関係の皆さんですとか、皆さんに参加をいただいてこれを取り組んだということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　同友会の人たちの集まりの中でこれが議論されて、基本条例の素案ですよというものが提示になったんですよね。それから、そうすると同友会の人たちのメンバーというのがわかって、委員会でも審議されてここまでになったという解釈でよろしいですか。そうであればメンバーというのが、参加した方がわかると思うんですけども。

○議長（三浦清人君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）　おっしゃるとおりでございまして、私どももその会議に参加させていただいているんですけども、私どもが事務局を持ってつくった会議体ではないので、直接的に名簿というのはこちらには持ち合っていないので、どうしても必要だということ

であればその会議体のほうに確認はしてみますが、内容といたしますと何回も申し上げて申しわけないんですが、同友会の皆さんの中のメンバーを中心に多くの町民の方々にかかわっていただいて、まず素案という部分をつくっていただきました。それを受け取って、町のほうとして今回提案する条例案というのを再度精査をさせていただいたという流れになりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、前議員もいろいろ聞いていたんで、理念型条例ということで課長の説明あったんですけれども、お金というかそういった面は絡まないのか。そこでたしか5条に、町としては財政上の措置みたいなものをうたっているんですけども、これは研究その他ということなんですが、具体にどういったものを想定しているのか、そこを伺いたいと思います。

あと同友会の主催というか、平成11年から始まって立ち上げてきたということなんですけれども、同友会のメンバーというもののこの町の中でのスタンスとしては、多分比較的とかやる気満々で恵まれている状況の方たちだと思うんですけども、こういった条例が制定されることによって同友会に入っていないというか、それ以外の方たちの中小・小規模事業者に対してどういう効果というか、影響というか、そういったやつが見込まれるのか。

そのところを、2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） これからそういった広く意見を受けていく会を、立ち上げたいというふうには考えてございます。その中で、どこにニーズがあるのかというのを拾っていきたいというふうに思います。その中で、町が取り組むべき内容がそこにあれば、そしてそこに予算が必要であれば、今後予算という形で議会のほうにまたご提案をしていくというふうに考えておりますが、会議体の直接的な運営であったり、推進に当たって例えば負担金的なものが今すぐ必要になるかとなると、そういったものは全く今のところは考えてございません。

逆に、事業として前に進むために何が必要かというところに、積極的に取り組むべきという部分については町もサポートをしていきたいというふうに考えている。その意味で、しっかりとそこは予算措置をしていくというような内容を、規定をさせていただいているというようなことでございます。ですので、現時点で何か予算措置をしているとかということはない

という状況になるんですね。

さらに、まさに先ほど言いましたように、同友会の皆さんの中のメンバーって現在30名程度ということです。町内の事業者さんは、多分今大分復旧はしてきているので、500近いんだろうなというふうに、ちょっと正確な数値は押さえていないんですが、あるんだと思いますので、そういういった皆さんにもぜひこれを機会にそういう場に、積極的に参加をしていただきたいということだと思います。皆さんで協働というところで取り組んでいくことが必要なんだと思うんで、何かを待っているというよりはぜひ積極的にお声を聞かせていただくということが、この町を前に進めていくためには必要なんだろうなと。特に、この震災の復興という観点もありますし、町全体として人口も減っているという中で、新しい産業構造みたいなところも含めて検討していく必要があるんだろうなというふうに思いますので、そういう取り組みを今後皆さんと一緒に進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君

○9番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、もう1点というかもう少し詳しく、財政上の措置と私お聞きしたんですが、具体的な想定される措置というのはどういったものがあるのか。想定というかをしているんだったら、そこをお聞かせいただければと思います。

あともう1点は、同友会以外にも随分多くの中小の事業者さんがいるということなんですけれども、そこでこの条例を全部何度か目を通させていただいたんですけども、そこで先ほど課長の答弁に復興という言葉が出たんですが、復興といえばうちの町ですと一番有名なのが復興市なんですが、そういった感じの事業というか何かに随分寄与するのかなと、私斜めから見させていただいたんですけども、復興市などのそういった経済の事業に対してこういった条例というのはどういったかかわりが出てくるのか。いずれ、そういったものは関係なくということなのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 財政的な具体的な取り組みということになりますが、もちろん現在進めております融資あっせん制度とか、各種補助金・助成金制度につきましては、今後も引き続き取り扱っていくということになります。制度といたしますと、これまでどちらかというと制度の幹となる部分は国が主導でつくってまいりまして、枝葉となる部分を制度という形で各市町村がつくり込んできたということがあります。法律の改正に伴って、その幹となる部分も地域実情にあわせて自治体のカラーを出していきなさいよというふうに変わったというのを契機に、全国的にこの条例制定の取り組みが進んでいったんだというふうに思

います。

ですので、これまで全く何かやっていなくて、これから何かスタートするということではなくて、これまでやってきた取り組みについてはしっかりとやっていく。さらに、制度としてもっと充実しなさいとかそういう内容があるんであれば、それは今後検討していくということになります。

あと、調査事業の中で聞かれた意見の中に、企業の皆さんとしても人材育成に取り組んでみたいというようなご意見もたくさん頂戴したという部分もあります。であれば、そういったところの勉強会の開催をするとか、一定の講師の先生をお呼びするのに費用負担が発生するというようなところに、町として財政的な手当ができるんであれば、そういったところも今後は検討していきたいなというふうに考えてございます。

それから、2点目のご質問の復興市ということでございますが、復興市はイベントでございまして、現状町からその運営に対して直接的な補助というのはございません。みずからの取り組みとして進めていっていただいているが、町のにぎわいをつくっていただいていることには間違ひございません。その中で、例えば毎月その旬の新鮮な食材なんかを冠にしてPRしていただきしておりますので、そこと今言っている産業が結びついてさらに発展できる仕組みがつくれるんであれば、大いに連携を図っていく必要が私はあっていいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君

○9番（今野雄紀君） 財政上の措置ということではわかったんですけども、あとただいまの課長の答弁でよその自治体でも取り組んでいるという答弁あったんですが、今回こういった条例を制定するに当たって近隣、たしか柴田とか県内でも幾つかの自治体がもう条例制定しているみたいなんですが、そういったところを視察というか調査、研究といいますか、そういった事例があつていい感じになっているのか、制定後の変化のようなものをつかんでいたら伺いたいと思います。

あともう1点、復興市に関して聞いたんですが、課長答弁で直接的な補助はないということなんですけれども、ちなみにこれは基本条例ですので聞けるかどうか、関連があるかどうかわからないんですけども、間接的にはどれぐらい入っているのか。私聞くには、サポートするメンバー等は何かの施策の人事費分で見られているところの方たちが結構投入されているようなので、それも課長先ほど答弁あったような間接的な補助に当たるんじゃないかと思うんですけども、そのところの見解というか伺えればと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 県内の現在の取り組み状況ということでございますが、宮城県も含めて制定に至っている自治体数は5自治体ということになります。具体的には塩竈市、白石市、宮城県、仙台市、女川町ということになってございまして、このほかに山元町と大崎市さんでも検討されているというふうに伺ってございまして、山元町と大崎市さんにつきましては担当者レベルで意見交換のほうもさせていただいたりして、情報交換をしているという状況でございます。

やはり、それぞれの自治体によって産業構造であったり違いますので、一概に比較検討ってなかなかできない分野でございますので、それぞれ皆さん独自性を出すためにどういった取り組みが必要なのかというところで、いろいろご意見の交換をさせていただいているということでございまして、当町の特徴は先ほども申しましたとおり地域事業者という考え方をもって条例のつくり込みをしていますというようなことを、情報交換をさせていただいているということでございます。

それから、間接的にどういう補助になっているのかということでございますが、大きなお祭りイベント、例えば志津川湾夏まつりですとかおばで祭り、復興市ですとか、本来町が主催してやってきた事業をなかなか今推進する体制がないということもございまして、共催という形で開催をさせていただいていることもあります。そこにつきましては、町の補助金を投入させていただいておって、運営をしているということでございますので、通常毎月毎月開催されているものは独自の企画イベントなんかを立てながら運営されているようでございますので、町といたしましてもそういった意味では協働の取り組みの一環といたしまして、町のスタッフがお手伝いに行って取り組みをしているというような内容ということですね。

間接的というふうになると、そういった今取り組みをしているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第11 議案第69号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第69号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、生産性向上特別措置法の施行に伴い、固定資産税に係るいわゆる「わが町特例」として対象資産に係る減免特例について定めるべく、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第69号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

改正文は議案書の42ページ、新旧対照表は議案関係参考資料の2冊のうち1の59ページとなります。改正内容につきましては、議案関係参考資料でご説明させていただきますので、58ページをお開きいただきたいと思います。

まず条例改正の理由ですけれども、ただいま町長申し上げましたとおり生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が平成30年5月23日付で公布され、同年6月6日付で施行されたことに伴いまして、固定資産税の減免に関する細目を定める必要がありますことから、南三陸町町税条例等の一部を改正するものであります。

この法律の制定の趣旨でございますが、近年の情報技術分野の急速な進展による産業構造や国際競争の変化等に対応して、新技術等による生産性の向上施策を集中的に行うことによって短期間で産業の生産性革命を実現することを目的として制定されたものでございます。制度の具体的な内容といたしましては、中小企業の新しい設備投資を強力に後押しするために、市町村の導入促進計画に基づきまして生産性向上のために導入する設備等について補助制度の拡充と固定資産税の減免措置を行うというものでございます。

固定資産税の減免措置に関する内容でございますが、先ほど専決処分でご説明申し上げました「わが町特例」に関する部分の一部改正になります。町税条例等の附則を一部改正いたしまして、生産性向上のために導入した償却資産について全額免除とする規定を新設するものでございます。特例措置は、平成33年3月31日までに取得した固定資産について、3年度分を適用させるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。1点お伺いします。

これを導入することによって、該当する金額、件数、どのぐらいの予算額を見ているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 制度の運用面になりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま町民税務課長ご説明をしました資料58ページの条例改正の概要①のうちの後段に、今回の制度の内容といたしまして固定資産税の減免にあわせて補助制度の拡充ということがうたわれてございます。具体的には、今回生産性の向上を図るために機械化、IT化等々を進めさせていただく場合に使える補助金のメニューが充実されたということになりますて、大きくなれば4つの補助メニューが準備されました。

その中で、当町の事業者さんが該当するものとして、ちょっと名称長いんですが「小規模事業者持続化補助金」という名前の補助金制度がございまして、現在町内でこの制度を活用したいということで商工会のほうにご相談をいただいている企業が、20社ぐらいあるというふうに聞いてございます。ただし、これにつきましては一定以上の投資額が必要になってくるということと、今回ご提案させていただいている固定資産税の減免条例が適用になるということが前提となりまして、この採択を受けることにメリットが一つ出てくるということで、

補助制度と減免の制度がセットで準備されているような制度づくりになってございます。

ですので、20社ぐらいの皆さんが全て手を挙げるかどうかというのは、ちょっと今見通しが立たないという状況ですので、実際にどのぐらいの影響額が出るかというのははっきりは試算できないということになりますが、実際これに基づきまして減免の措置があった場合につきましては、減収補填の手続が入るということになりますので、いずれその分は後ほど交付税というところに算入をされてくるんだろうなというふうに考えてございます。その場合、今回税率はゼロということでのご提案ですが、そうした場合影響となる割合といたしましては、償却資産額に対して0.35%程度と、直接町の持ち出しになるのがその程度の割合というふうになるので、ちょっと総体でどのぐらいになるかということははじけないんですが、余りそんなに大きな金額にはならないというふうにお考えいただければと思います。

○議長（三浦清人君）及川幸子君。

○7番（及川幸子君）固定資産で減収になった分が補填されるんではなかろうかと、まだ決まったわけじゃないんですよね。補填されるんではなかろうかという、ただいまのご答弁でした。そうすると、償却資産については0.35%の減収、大した額ではないっていうことです。

先ほどの前文の条例は可決しましたけれども、その基本条例の中で財政上の措置を講ずるというのも私心配だったんですけれども、ただいま町内20社の人たちが全部挙げるか、手を挙げるのが何社挙げるかわからないけれども、まずこの20社が全社やった場合が評価額が0.35と少額だというんですけれども、その幅というかな、金額にした場合20社で大体でいいですので、大まかな0.35という数字ですね、どのぐらいになるのか。

○議長（三浦清人君）商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）交付税につきましては、減収分の4分の3が地方交付税で措置されるということになってございますので、適用になれば4分の3は交付税でいずれ補填されるという内容になってございます。

それから、後段のどれぐらいの幅があるのかということでございますが、どれぐらいの投資があるかということはちょっとつかめませんので、はっきりわからないということでご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君）よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君）これがまず利用されて、前段の条例というものが生かされると、町にも活気があふれてくるのかなと思われますので、この辺推進していくに当たりまして担当課としてどういうところに努力していくつもりなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 町いたしましては、今回ご提案をさせていただいております条例の適用をもってサポートしていくということになりますし、直接的には補助事業の導入につきましては南三陸商工会が窓口となりますので、そこと連携を図りながら適正に事務が進むようにサポートしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

この対象となる固定資産ですね、設備というようなことで先ほど説明ありましたけれども、いわゆる太陽光パネルのことですか、それとも何か違う設備なのか。その設備の品目なんか、もうちょっと具体的に教えてほしいなと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 導入する設備なんですけれども、先端設備等の導入計画というのを策定していただきまして、それについて承認をもらったものが対象になるというふうなことでございますので、具体的にはどういったものになるか、その事業者さんによって違つてくるというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今町民税務課長から説明ありました先端の導入計画ですね、それというのも当課のほうでこれからつくり込みを進めてまいりることになりますが、その中で想定をしているのが機械設備、それから機具設備、測定や検査工具、建物付随の設備、ソフトウエア等々を今検討しているということでございまして、これを一定金額以上の投資をいただいたものについて対象としていくというようなことで、今計画しているということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第70号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の特例措置の内容について見直すべく関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第70号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の44、45ページです。新旧対照表は、議案関係参考資料2冊のうち1の61ページから64ページとなります。改正内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきますので、60ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の条例改正の理由でございますが、ただいま町長申し上げましたとおり地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）が平成30年6月1日に公布され、同日施行されたことに伴いまして、固定資産税の課税免除に関する細目を定める必要がございますことから、南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものであります。

2の条例改正の概要ですが、地域再生制度は安定良質な雇用の創出によって地方への流れを生み出すため、本社機能を有する施設を移転する事業について、知事の認定を受けた事業

者に対して課税の特例措置として、固定資産税のうち償却資産の新設等に関する課税の特例措置を設けるというものでございます。

なお、この法律は平成17年の新設以来、東京一極集中の是正と地方の良質な雇用の場を創出するため数次にわたり改正され、その都度制度内容を充実してきましたが、今回の改正では固定資産税の特例措置を3年間延長するというものでございます。

施行期日は平成30年7月1日としております。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

先ほどから固定資産税の減免特例ということで上程になっていたんですけども、そこで伺いたいのは町に入る固定資産税がだんだんふえてくると思うんですけども、ここ二、三年の動きというか、ことしあたりどれぐらいふえたのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 固定資産税につきましては、全体的な額で言いますと年々増加してございます。平成27年度から、大体3,000万円ぐらいずつふえているというふうな状況でございますけれども、今年度は6億円ちょっとを見込んでおります。ただ、震災前と比較いたしまして、まだ8割程度の回復率というふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）　日程第13、議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君）　提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、戸倉保育所及び戸倉地区放課後児童クラブの位置について更正したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君）　それでは、議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の細部について説明させていただきます。

議案書47ページ、議案関係参考資料につきましては65ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、ただいまの町長説明にもございましたとおりですが、具体に申し上げますと戸倉保育所と戸倉保育所に合築をしております戸倉地区の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育施設でございますけれども、こちらにつきまして位置の更正、つまり正しい表記に改めたいというものですございます。

議案関係参考資料65ページをごらんいただきたいと思います。戸倉保育所についてでございますけれども、現行の表記ではその位置が「南三陸町戸倉字宇津野87番地1」となっております。これに対しまして、改正案では「南三陸町戸倉字宇津野50番地10」としております。これにつきましては、建物の位置が変わったということではございませんで、建物の敷地造成とそれからそれに続く土地登記の過程におきまして、付番された地番と条例上の建物の位置の表記が異なっているということで、これを土地登記に合わせて表記を改めるというものでございます。

議案関係参考資料の66ページをごらんいただきたいと思います。こちらについては、放課後児童クラブに係る位置の更正でございまして、内容的には戸倉保育所と同様でございます。

以上簡単でございますけれども、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないということで、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第14、議案第72号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第72号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区放課後児童クラブにおいて町立入谷小学校に在学する児童の受け入れを実施したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第72号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施

に関する条例の一部を改正する条例の細部についてご説明申し上げます。

議案書49ページ、議案関係参考資料につきましては67ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、現在志津川小学校の校舎の一部を改修し設置しております志津川地区放課後児童クラブ、いわゆる学童保育施設ですけれども、この施設の利用対象区域を入谷地域にも広げ、入谷小学校に在学している児童の利用と受け入れを行おうというものでございます。

入谷小学校区の学童保育の需要につきましては、これまでそう多くはございませんでしたが、震災後の居住環境や家庭環境の変化によりまして、学区内の保護者の方から学童保育を利用したい旨の要望がございましたことから、今回このような措置を行うものでございます。

議案関係参考資料67ページ、もう一度ごらんいただきたいと思います。ごらんのとおり、志津川小学校と並ぶ形で入谷小学校を加えることによりまして、両校の児童が施設を使えるというふうなことになります。

簡単でございますけれども、以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。

ただいまの説明ですと、志津川小学校に入谷の児童が来るというような説明と私解しますけれども、これは入谷でそれを了承しているんでしょうか。入谷は入谷でなくて、入谷小学校の空き教室を使うんでなくて、入谷から志津川の学童に来るというような解釈でよろしいんでしょうか。異議がなかったんでしょうか、入谷のほうからは。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 入谷小学校区については、実は現在でも何人か利用しているお子さんがいらっしゃいます。その方々も今回の利用拡大の中には入っているんですけども、ご理解をいただいておりますとともに、それからあと現在入谷小学校には空き教室がございません。それから、地区内にもそういう施設もないということもございますので、今回協議をいたしまして志津川小学校区の学童施設、こちら余裕が若干ございますので、そちらの利用ということを提案しておるということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま空き教室もないというんですけれども、今後働くお母さんたちが多くなってきますので、仮にもし空き教室が出て、もう少し保護者の人たちと膝を交えて

この話を検討していただいたほうが、地域にとってはいいのかなと思いますので、その辺も今後検討材料として進めていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今後のことにつきましては、やはり議員おっしゃいますとおり地域の方々との、今後の利用意向にもよりますけれども、そういう協議は継続的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第73号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第15、議案第73号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第73号につきまして細部説明をさせていただきます。

本条例は、ただいまの町長の説明にもございましたとおりですが、失礼いたしました。議案書につきましては51ページ、議案関係参考資料につきましては68ページをごらんいただけたいと思います。

改めまして、本条例はただいまの町長説明にもございましたとおり、国で定める基準が改正されたことに伴い、これに準拠して定めております本町の規定を改正するというものでございます。

改めまして、議案関係参考資料68ページをごらんいただきたいと思います。

今回改正いたします第10条第3項には放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業ですけれども、これに携わる職員の資格要件を規定しておりますけれども、このうち第4号につきましては現行規定では学校の教諭となる資格を有する者としてございます。この場合、現に有効な教員免許の保持者のみというふうに解釈されるおそれがございます。しかしながら、この要件の考え方といたしましては、教員免許の更新講習等の受講の有無にかかわらず、教員免許を取得した者であればその基礎資格を有するというふうな趣旨のものでございますので、このことを明確に読み取れるようにということで改正になるというものでございます。

次に、第10号でございますけれども、この部分は現行への追加の条項でございまして、高等学校を卒業していない者であっても、経験年数と市町村長の判断によりまして登用することができるというふうな旨のものでございます。

簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この支援員については、学童の先生方については充足しているのか。前議案でも出てきましたけれども、入谷の児童がふえてくると必然的に人数、今30ですか、志津川だと30名になっていますけれども、入谷が入ることによってその数字が変わってこなくていいのか。そしてまた、この支援員の方々が今的人数で足りているのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 2点ございました。

まず、全体で充足しているのかということでございますけれども、現在実は2名ほど不足を

生じてございます。不足を生じている分につきましては、プロパーが応援に行くとかそういう形で対応はしておりますし、あとは随時募集もかけております。

それから、あと前段の入谷地区の利用開始に伴ってということですけれども、こちらについては定員の中でやっておりますので、入谷地区から利用者がふえたからといってすぐ足りなくなるというふうなものではございません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　2名足りないということで、プロパーが応援ということですけれども、やはりこの辺も子供を扱っていきます。保育所と同じで、何が起きるかわからないので、プロパーもこちらの中の仕事があると思いますので、この辺は力を入れて支援員の確保に努力されていただきますよう、努力してください。

○議長（三浦清人君）　ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第74号　南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）　日程第16、議案第74号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君）　提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第74号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、本町の災害危険区域に属する土地の地番表記変更に伴い、所要の改正を行うもので

あります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第74号の細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては2冊のうちの2の1ページから49ページ、議案関係参考資料につきましては2冊のうちの2の1ページになります。

本条例につきましては、建築基準法第39条第1項に規定されております「地方公共団体は、条例で津波、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる」との規定に基づき、津波による浸水が予想される区域を指定し、住居等の建築を禁止していくものでございます。区域の指定につきましては、平成24年4月から順次指定をしているところでございます。

今般の改正につきましては、その後の復旧・復興事業により土地の用地取得が進むことによりまして、土地の分筆等が発生をしてございます。条例上の地番と登記上の地番に相違が発生しておりますので、整合性を図るため今回改正するものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今のご説明ですと、指定されている地域自体変更はないということですかどうか、まず1点確認したいと思います。

その地番の変更というものは、きのう、きょうに行われたわけではなくて、順次行われていったんだろうと思います。その間条例とのずれというのは、タイムラグがずっとあったんだろうと思います。それについては、その都度改正する必要があったのか。今まとめてこの時期にというところに理由があるのであれば、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 浩みません、説明が抜けておりました。区域の変更はございません。あくまでも地番表示の変更のみでございます。

それから、条例改正の時期でございますけれども、まさに議員おっしゃるとおり、本来であればその都度条例の改正が必要な部分だと考えてございます。ただ、毎月のように国、県、

それから町も含めて3者で買収をしている関係上、それが膨大であるということで、一定期間残念ながら時間をいただいたということでございますので、ただある意味その用地取得のピークをそろそろ迎えてくるので、これからは数はそれほど多くはないだろうということになれば、年に一度とか半年に一度の割合で改正できるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は、ちょっとここから先はどうなんでしょうか、的外れなことを言うかもしれません、地番の変更等があつて変更の手続をするということ自体は、これは法律ですから必要なことなんだろうと思うんですけれども、資料を読みましても50ページほどに及ぶ紙が使われております、区域が変わっていないのであれば地番の変更とかは自動的に変更になるような法律にするという、そういう法的手続を一個組み込んでおいて、今建設課長おっしゃったように本来であれば変更になったたびに議会に提出しなければいけないというようなことを、そもそもそれは不要なことだよねというふうに割り切って、そういう手順にしていくことができるのかどうかですね。ちょっと可能性の話なので、できないと言われればそれまでなんですが。

一つは、今当町に限って言えばそれほど問題ではないんだろうと思いますが、今後土砂災害であるとか、またどこかで別な南海トラフ大地震があつたりとかしたときに、いちいち復興に当たって皆さんと同じような、どこの役場の皆さんも同じような手間を取られるというのであれば、ちょっと問題なのかなと思いますので、そこに踏み込んで検討してみていただく価値はあるんじゃないかなと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今の意見につきましては、庁議の中でもある職員から出されてございます。どうしてもタイムラグがある、そういう中で例えば窓口に相談に来られたときに、誤って回答してしまう。どんどん事業が進んでいって、最後の段階で実は危険区域でした、そういうことが十分考えられるだろうと。であれば、区域の指定については規則に任せるべきじゃないか。要は図面区域図をもって、それを報告することによって地番が変わると、その区域は変わらないわけですから、それでどうだろうというご意見もいただいているところでございます。

実は、地番を正確に条例で定めているのは当町だけだというご指摘もいただいていますが、ただ過去の例なんですけれども、昭和9年の9月3日に当時の内務大臣宛に出された被災地

の報告書でございます。昭和8年の津波、ちょうど1年後に被災の状況、それから復興状況を書かれたものでございまして、その中に当時もやはり宮城県の規則におきまして浸水区域については住居の建築が規制をされてございます。ただ、その指定区域がただ単に字名だけしか載っていなくて、地番まで載っていないという状況がございまして、多分ご存じのようにいつの間にか低地部にも家が建ってしまっていて、また70年後に同じような被害をこうむっているということがありますので、やはりここは厳密に図面でも構わないんですが地番指定をして、しっかりとわかるように当面は管理する必要があるかなというふうに考えてございます。

いずれ、ただ一旦復興事業が落ち着いて土地の動きがなくなれば、逆に言うと図面で管理したほうが適正化というか、迅速に作業が進むかと考えてございますので、そこはこれから少し検討させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第17 議案第75号 南三陸町地域復興基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）日程第17、議案第75号南三陸町地域復興基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君）提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君）ただいま上程されました議案第75号南三陸町地域復興基金条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災復興基金交付要綱及び同交付金事業実施要領の改正により、平成32年度までとしていた当該交付金を活用した事業の終期が廃止されたことから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（及川 明君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、議案第75号南三陸町地域復興基金条例の一部改正について、細部の説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の2ページをお開き願います。

当該基金につきましては、被災者の住宅再建支援あるいは生活支援、コミュニティーの再生支援など、そのほか地域経済の振興を図ることを目的に、平成32年度末までの時限措置という形で平成24年の3月に基金を設置いたしました。しかしながら、長期的な被災者支援などが必要な現状を踏まえまして、宮城県におきまして東日本大震災復興基金交付金交付要綱につきまして平成32年度末までの終期を廃止する改正を行ったことから、本基金条例の附則第2項で定めた終期を削除するものでございます。

当該基金につきましては、平成23年度から平成25年度までの3カ年で約23億5,900万円交付され、基金造成をいたしました。平成29年度末残高は、約7億4,800万円ほどとなってございます。平成30年度当初予算におきましても、住宅再建に係る独自支援あるいはコミュニティー再生支援、地域経済の振興に係る各課にまたがる29の事業、合計で2億6,000万円の充当を計画しているところでございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、18日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することいたします。
本日はこれをもって延会といたします。
ご苦労さまでした。

午後 3時15分 延会